

61 東京大学予備門卒業生徴兵猶子の儀伺

〔明治十八年十二月〕

〔(注記1)〔朱書〕
〔学一第百六十二号〕

〔(田中)印〕

徴兵令之儀ニ付伺

〔(注記2)〕

当省所轄東京大学予備門之儀ハ東京大学等ノ予備生ヲ教養スル所ニ有之候得ハ該門卒業生ノ東京大学ニ進入スルハ即チ予科ヨリ本科ニ進ム儀ニ付右卒業生ニシテ直チニ該大学ヘ進入ノ者ハ其進入ノ期徴兵検査時限内ニアルモ徴兵令第十八条三項ニ拠リ徴集猶子相成候儀ト相心得可然哉右ハ差掛候儀モ有之候付至捷仰御指令候也

明治十八年十月三十一日

文部卿伯爵 大木喬任

太政大臣公爵 三條實美殿

〔(注記3)〕

追テ東京大学諸学部中医学部之儀其学年十二月ニ始リ候付該学部ヘ進入スルハ毎々徴兵検査時限内ニ係リ候付本文相伺候儀ニ有之候此段副申候也

〔(朱書) 伺ノ通

明治十八年十二月三日

〔(注記5)〕
明治十八年十一月廿一日

内閣書記官

〔(金井)〔(注記6)〕〔(田中)〕

〔(注記7)〕

大臣 花押 花押

内閣書記官長

〔(田中)〕

文部省伺東京大学予備門卒業生徴集猶予之事参事院審査進呈
ス依テ回議ニ供ス

参議
大木花押 山縣 川村花押 山田 大山 佐々木
伊藤 西郷 井上 松方 福岡

(注記8)
明治十八年十一月二十日

第二局 印

別紙文部省伺東京大学予備門卒業生徴集猶予ノ件ハ参事院意見
ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

(朱書)
〔第五四二号〕

別紙文部省伺東京大学予備門卒業生徴集猶予ノ件審査スル処左
ノ如シ

東京大学予備門卒業生ニシテ直チニ該大学生トナリタル者ハ
他ノ名称ヲ罷メ資格ヲ失ヒタル者又ハ新ニ其名称ヲ得タル者
ト異ニシテ予科ヨリ本科ニ進ミタル者即チ徴兵令第十九条ヨ
リ直チニ第十八条第三項ニ転移シタル者ナルカ故ニ右二条項
ニ交互該当シタル者ト看做シ徴兵検査時限内ニ在ルト否トヲ
問ハス令第十八条第三項ニ拠リ徴集猶予ニ属ス可キモノト認
ム

右ニ由リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也

明治十八年十一月十九日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三條實美殿

指令按

伺ノ通

(朱書)
〔明治十八年十二月三日〕
陸海軍二省ハ通牒 (入候) 印

(朱書)
参照

徴兵令

第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス
第三項 官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒
第十九条 官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一箇年以上ノ課
程ヲ卒リタル生徒ハ六箇年以内徴集ヲ猶予ス
第廿三条 第十八条第一項第二項第三項第四項陸海軍生第十
九条第二十一条ニ当ル者ト雖モ第三十五条ニ示シタル徴兵
各自届出期限即チ九月十六日以後ニ係ル者ハ徴集ヲ猶予ス
ルノ限ニ在ラス

参照

師範学校卒業生徒ニシテ教員任用ノ者徴兵猶予ノ儀文部省
伺并指令

徴兵令第廿三条第三十六条但書及徴兵事務条例第四百七条ニ
拠レハ官立府県立師範学校ニ於テ既ニ一ケ年以上ノ課程ヲ卒リ
徴集猶予ノ生徒九月十六日以後四月十日以前ニ於テ中等科二ケ
上ノ学期ヲ以テ 以上ヲ卒業シ其卒業証書ヲ得テ直ニ官立学校ノ
成立シタル者 教員ニ任シタル者ハ一旦其事故罷ミ更ニ事故ノ生シタルモノト

ナシ徴集ニ応スヘキ様相見ヘ候得共素ト師範学校ノ目的タル教員ヲ養成スルニ出タルモノニシテ其卒業ノ上教員ト為スハ乃チ最初ノ目的ヲ達セシムル次第ニ付是等ノ者在テハ特ニ事故ノ継続スル者ト為シ引続キ徴集猶予相成候様致度此段相伺候也

伺ノ通 十八年二月廿三日

十八年一月廿一日

〔兄主〕
〔注記10〕
〔常〕

〔明治十八年 公文録 文〕
〔部省 自七月至十二月〕
2A, 10, ③3984

〔注記1〕

〔甲ノ太政官第二局第五四号ノ十一月二日ノ第二局ノ参事院第一一〇号ノ十一月二日ノ軍事部第二三三号ノ十一月五日ノ〇号〕

〔注記2〕

〔第二局ノ参事院ノ軍事部ノ内務部〕

〔注記3〕

〔四十八〕〔簿册内件名番号〕

〔注記4〕

〔甲六六六〕

〔注記5〕

〔文甲六六六号〕

〔注記6〕

〔松本(依田) 岡〕

〔注記7〕

〔濟ノ常〕

〔注記8〕

〔甲ノ太政官第二局第五四号〕

〔注記9〕